地域発男と女とのフォーラム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域に密着した男女共同参画の取り組みを積極的に推進するため、地域発男と女とのフォーラム実行委員会が行う地域発男と女とのフォーラムに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、地域発男と女とのフォーラム実行委員会とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は次の事業とする。
 - (1) 「地域発男と女とのフォーラム」全体研修会に関すること。
 - (2) その他前号の事業の推進に必要な事項

(補助金額)

第4条 補助金額は、定額とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、 別に定める日までに補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知 事に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 前各号の他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、申請者に通知 するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第7条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、 予め変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)により知事の承認を受けなければな らない。
 - (1)補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(「軽微な変更」を除く。)をする場合

なお、「軽微な変更」の具体的な範囲は次のとおりとする。

1) 経費の配分の変更

補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の概ね20%以内の経費 の配分の変更

2) 補助事業の内容に係る軽微な変更

補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部であって、補助金の額の 増加を伴わないもの

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第12条第1項の規定により、補助事業完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第3号様式)に次の各号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、規則第13条の規定に基づき、 補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算 払いの方法により交付することができるものとする。
- 2 前項の規定による概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(証拠書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業の収支に係わる帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業完了の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

附則

- この要綱は、平成15年9月19日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第号年月

山梨県知事 殿

地域発男と女とのフォーラム実行委員会会長名

地域発男と女とのフォーラム事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県補助金等交付規則第4条 及び地域発男と女とのフォーラム事業費補助金交付要綱第5条の規定により交付されます よう、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画 別紙のとおり

3 収支予算書 別紙のとおり

第号年月日

山梨県知事 殿

地域発男と女とのフォーラム実行委員会会長名

地域発男と女とのフォーラム事業費補助金 変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け、 第 号で補助金の交付決定のあったこのことについて、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、地域発男と女とのフォーラム事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更 (中止・廃止) の内容

 第
 年
 月
 日

山梨県知事

殿

地域発男と女とのフォーラム実行委員会 長 名

地域発男と女とのフォーラム事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付決定のあった地域発男と女とのフォーラム事業費補助金にかかる実績について、山梨県補助金等交付規則第12条及び地域発男と女とのフォーラム事業費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助金実績額 金 円

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考となる資料

第			号
	年	月	日

山梨県知事

地域発男と女とのフォーラム実行委員会会長名

概算払請求書

年 月 日付け、 第 号で交付決定のあった地域発男と女とのフォーラム事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

記

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 内 訳

補助金交付決 定額①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額	備考

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法
 - (1) 現 金 指定金融機関名_____
 - (2) 口座振込
 振替先銀行名
 預金種別(当座・普通)

 口座名
 NO